で成30年度の土地(宅地)の評価 替えでは、平成29年1月1日を価格 と適正化を図ります。土地の評価格等 は、基準年度の価格を3年間据え置 くことが原則ですが、地価の下落が くことが原則ですが、地価の下落が くことが原則ですが、地価の下落が くことが原則ですが、地価の下落が ないときは、簡易な方法により評価 を修正することとなっています。これを時点修正といい、平成31、32年 において、地価に下落傾向がみら

土地、それであれば毎年度評価替えてまることが理想であれば毎年度評価替えるものとして課税されるものとして課税されるものとして課税されるものとして課税されるものとして課税されるものとして課税されるものと は原則として3年間評価額を据え置さなどから、土地と家屋について毎年度評価を見土地、家屋について毎年度評価を見土地、家屋について毎年度評価を見であることが理想ですが、膨大な量のであれば毎年度評価替えを行い課税 く制度、は原則と ます。
は次の評価替えの基準年度に当たりは次の評価替えの基準年度といい、評価替えを行う年度 価 りなわち 固定資産が の3年毎に見直す制度のことを評額を見直す制度がとられています。 言 11 換えれば、 一す制度のことを評 9が、膨大な量の個替えを行い課税のであり、本来 資産 3 年 を は課税標準度の価格、 一毎に評

固定資産の評価替え



を3年間据え置きます。評価を多3年間据え置きます。評価をあらります。その時点においてその場合によって全築を変して、経年をあられる。とときなどは、経年減点補正率(前回の評価額は、発生をのよります。そのなは、建築後の年減点補正率(前回の評価をあらわります。そのあるは、建築後の年減点補正率のを、建築後の年減点補正率のがあるととなります。例えば、一般としても評価額を対象となってをとしても評価額を算出します。例えば、一般としては、一般となります。例えば、一般となります。一般による場合があります。例えば、一般などをおります。

地の評価替

☆家屋の評価替え

評価額

平成30基準年度再建築価格 (平成27基準年度再建築価格×再建築費評点補正率)

X 経年減点補正率

国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

国民健康保険加入の皆さんへ

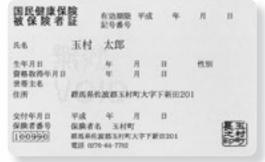
新しい保険証を普通郵便で郵送します

現在お使いの国民健康保険の保険証は9月30日(土)で期限切れとなりますので、10月1日(日)からお使いいただく新しい保険証を郵送します。

普通郵便で郵送しますが、簡易書留での郵送をご希望の人や役場窓口での受け取りを希望する人は、9月13日(水)までに国民健康保険係(☎64-7702)までご連絡をお願いします。

また、9月末までに保険証が届かない場合は、お手数ですが国民健康保険係までご連絡ください。有効期限を過ぎた保険証は使用できません。

- ◆世帯主へ加入者全員分の保険証を郵送します。
- ◆保険証の記載内容(氏名・性別・生年月日・住所など) に誤りがないかご確認ください。
- ◆保険証裏面の注意事項もお読みください。
- ◆新しい保険証は、台紙に貼り付いていますので、はがしてお使いください。



新しい保険証の色は青色です